

電気料金プラン定義書 【湘南のオール電化 電灯 C】

令和5年4月1日実施

湘南電力株式会社

目次

1. 実施期日	3
2. 定義	3
3. 適用条件	4
4. 供給電気方式、供給電圧および周波数	4
5. 契約容量	4
6. 電気料金	4
7. 使用電力量の算定	5
8. 適用期間	5
9. 契約電流の変更	6
10. 湘南のオール電化Cの定義書の変更および廃止	6
11. その他	6
実施細目（適用範囲）	7
別表	
1. 燃料費調整	8

電気料金プラン定義書【湘南のオール電化電灯C】（以下、「湘南のオール電化C定義書」といいます。）は、当社の電気需給約款にもとづき、電灯または小型機器をご使用され、かつ送配電事業者が定める託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を使用し、夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量（入力）が1キロボルトアンペア以上であるものをご使用のお客さまへの電気を小売りする時の料金その他条件を定めたものです。

なお、湘南のオール電化C定義書に定める基本料金、電力量料金および燃料費調整における基準単価の金額は、すべて消費税等相当額を含みますが、消費税率が改定された場合は、改定後の消費税率にもとづき精算します。

1. 実施期日

湘南のオール電化C定義書は、令和5年4月1日より実施します。

2. 定義

次の言葉は、湘南のオール電化C定義書においてそれぞれ次の意味で使用します。なお、電気需給約款に定義される言葉は、湘南の電化C定義書においても同様の意味で使用します。

(1) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(2) 平均燃料価格計算期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を計算する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(3) 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

①昼間時間

毎日午前6時から翌日午前1時までの時間をいいます。

②夜間時間

毎日午前1時から午前6時までの時間をいいます。

(4) 夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは、主として深夜夜時間または夜間時間に通電する機能を有し、通電時間中に蓄熱のために使用される機器をいいます。

(5) オフピーク蓄熱式電気温水器

オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有する機器であって、夜間蓄熱式機器に該当しないものをいいます。

3. 適用条件

湘南のオール電化電灯C定義書にもとづく電気料金プラン（以下、「湘南のオール電化C」といいます。）は、契約容量6キロボルトアンペア以上であるお客さまで、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

4. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、技術上やむを得ない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

5. 契約容量

(1) 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、電気需給約款別表3（契約容量の算定方法）により算定された値参考に、1年間を通じて最大負荷を基準としてお客さまから申し出ていただきます。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。ただし、スイッチングの場合は、原則として、他の小売事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。

(2) 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けることがあります。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、送配電事業者は、電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

6. 電気料金

(1) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金および電気需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）で算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とい

たします。

(2) 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりとします。ただし、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	295.24円
-------------------	---------

(3) 電力量料金

1ヶ月の電力量料金は、電気需給約款18(料金の算定期間)に定める算定期間において、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。なお、別表1(燃料費調整)(1)①によって算出された平均燃料価格が94,200円を下回る場合は、別表1(燃料費調整)(1)④によって算出された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1(燃料費調整)(1)①によって算出された平均燃料価格が94,200円を上回る場合は、別表1(燃料費調整)(1)④によって算出された燃料費調整額を加えたものとします。

①昼間時間

1キロワット時につき	40.45円
------------	--------

②夜間時間

1キロワット時につき	31.39円
------------	--------

7. 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量は、託送供給等約款に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。
- (2) 料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯別に、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間(ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。)において合計した値とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、料金の算定期間の時間帯別の使用電力量を合計した値といたします。

8. 適用期間

- (1) 湘南のオール電化Cの適用開始日は、電気需給約款6(電気需給契約の申込み)に定めた電気需給契約の申込みの場合には、電気需給約款10(供給の開始)(1)に定める需給開始日とし、電気需給約款31(他の電気料金プランへの変更)に定める電気料金プランの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。
- (2) 湘南のオール電化Cの適用期間は、(1)に定める適用開始日から電気需給約款33

(電気需給契約の廃止)に定める廃止期日または解約日までとします。

9. 契約電流の変更

- (1) 当社が、お客さまから契約電流の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- (2) お客さまはやむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約電流を変更することはできません。
- (3) 契約電流の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行なう場合は、電気需給約款4（この需給約款等の変更）(4)、(5) および(6)に準じます。

10. 湘南のオール電化Cの定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、湘南のオール電化Cの定義書を変更する場合には、電気需給約款4（この需給約款等の変更）に準じます。
- (2) 当社は、湘南のオール電化Cの定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 湘南のオール電化Cの定義書の廃止に伴い、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行なう場合は、電気需給約款4（この需給約款等の変更）(4)、(5) および(6)に準じます。

11. その他

- (1) その他の事項については、電気需給約款に定めるところによるものといたします。
- (2) この料金表の実施上必要な細目的事項については、実施細目（適用範囲）によるものといたします。

実施細目（適用範囲）

1. 夜間蓄熱式機器

- (1) 夜間蓄熱式機器とは、2（定義）（6）に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。
- (2) 2（定義）（6）の「主として深夜夜時間または夜間時間に通電する機能」とは、お客さまが当該機器への主たる通電時間を深夜夜時間または深夜時間とすることのできる装置を取り付けた場合を含みます。
- (3) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。なお、お客さまが無断で夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の需給契約内容により電気を使用されたときは、当社は、電気需給約款36（解約等）（1）に準じて需給契約を解約することがあります。
- (4) 当社は、夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

2. オフピーク蓄熱式電気温水器

- (1) オフピーク蓄熱式電気温水器とは、2（定義）（7）に該当する貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能をあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。
- (2) オフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。なお、お客さまが無断で夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の需給契約内容により電気を使用されたときは、当社は、需給約款36（解約等）（1）に準じて需給契約を解約することがあります。
- (3) 当社は、オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

別表

1. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

① 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。なお、平均燃料価格は 100 円単位とし、100 円未満の端数は 10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格計算期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格計算期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0047 \quad \beta = 0.3829 \quad \gamma = 0.6581$$

また、各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

イ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 94,200 円を下回る場合

燃料費調整単価

$$= (94,200 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times ((4) \text{ の基準単価} \div 1,000)$$

ロ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 94,200 円を上回る場合

燃料費調整単価

$$= (\text{平均燃料価格} - 94,200 \text{ 円}) \times ((4) \text{ の基準単価} \div 1,000)$$

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等

毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	その翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	その翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	その翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年 2 月 29 日までの期間）	その翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

④ 燃料費調整額

その 1 月の使用電力量に（1）②によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

（2）基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	18 銭 3 厘
-------------	----------

（3）燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、（1）①の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格及び（1）②によって算定された燃料費調整単価を当社のホームページにおいてお知らせいたします。